

■城陽イメージキャラクター「じょうりんちゃん」の使用について

- 1) あらかじめ「城陽イメージキャラクターデザイン使用取扱要綱」を読み、使用条件を満たしていることを確認してください。
- 2) イメージキャラクターを使用する場合、「イメージキャラクター使用許可申請書」を提出する必要があります。
- 3) デザインは使用許可後に秘書広報課からお送りします。
- 4) デザインの一部のみを使用したり、改変やアレンジもしくは他の図形や文字と重ねて使用したりする際は、事前にご相談ください。また、デザインを拡大縮小する際は、縦横等倍でおこなってください。
- 5) デザインの表示色を変更することはできません。
- 6) 使用にあたっては、イメージキャラクター下部の適切な位置に「じょうりんちゃん」と表記してください。